

# 総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 木付 親次

## 1 日 時

令和2年3月23日（月） 午後1時00分から  
午後4時07分まで

## 2 場 所

第4委員会室

## 3 出席した委員の氏名

木付親次、衛藤博昭、今吉次郎、麻生栄作、尾島保彦、平岩純子、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、堤栄三

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、企画振興部長 中島英司、  
会計管理者兼会計管理局長 山本修司、議会事務局長 高屋博、  
人事委員会事務局長 藤原隆司、監査事務局長 小野賢治 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案のうち本委員会関係部分、第2号議案、第12号議案及び第16号議案から第28号議案までについては、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情10及び11について、質疑を行った。
- (3) 大分県税条例等の一部を改正する条例案について、内部統制制度の導入について及び大分空港海上アクセス実現可能性調査の結果についてなど、執行部から報告を受けた。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
政策調査課調査広報班	主査	後藤仁美

# 総務企画委員会次第

日時：令和2年3月23日（月）13：00～

場所：第4委員会室

## 1 開 会

## 2 会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局及び監査事務局関係

13：00～13：30

### (1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 12号議案 令和2年度大分県用品調達特別会計予算
- 第 27号議案 大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 第 28号議案 大分県監査委員条例の一部改正について

### (2) 付託外案件の審査

- 陳 情 10 請願権条例の制定について

### (3) その他

## 3 総務部関係

13：30～15：00

### (1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 2号議案 令和2年度大分県公債管理特別会計予算
- 第 16号議案 大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定について
- 第 17号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 第 18号議案 大分県行財政改革推進計画の策定について
- 第 19号議案 包括外部監査契約の締結について
- 第 20号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 第 21号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について
- 第 22号議案 職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 第 23号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について
- 第 24号議案 大分県税条例の一部改正について

### (2) 付託外案件の審査

- 陳 情 10 請願権条例の制定について

### (3) 諸般の報告

- ①大分県税条例等の一部を改正する条例案について
- ②内部統制制度の導入について

### (4) その他

## 4 企画振興部関係

15：00～16：25

### (1) 付託案件の審査

- 第 1号議案 令和2年度大分県一般会計予算（本委員会関係部分）
- 第 25号議案 大分県長期総合計画の変更について

- 第 26 号議案 第 2 期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定について
- (2) 付託外案件の審査
    - 陳 情 11 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略について
  - (3) 諸般の報告
    - ①大分空港海上アクセス実現可能性調査の結果について
    - ②県立美術館及び県立総合文化センターの新型コロナウイルス対策について
    - ③東京 2020 オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバルについて
  - (4) その他

## 5 協議事項

16:25～16:30

- (1) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**木村委員長** ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は委員外議員として守永議員、堤議員が出席しています。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日は予算特別委員会分科会もあわせて行いますので、御了承願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案16件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより各局関係の審査に入ります。

まず、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、各局関係部分について、会計管理局から順次説明願います。

**山本会計管理局長** 令和2年度大分県一般会計予算のうち、会計管理局関係分について御説明します。

お手元の会計管理局令和2年度予算概要で説明します。

1ページをお開きください。会計管理局の総括表です。表の左から2列目、当初予算額(A)を御覧ください。下から3段目の人件費が4億6,552万2千円、その下の事業費が4億878万円、合計8億7,430万2千円です。

次に、歳出のうち主なものについて御説明します。

3ページをお開きください。会計課の会計管理費3,392万2千円ですが、一番右の事業概要欄にあるとおり、会計年度任用職員経費や金融機関窓口における公金収納手数料及び収納金情報の電算処理委託料などの会計事務に係る管理運営費です。

次に、5ページをお開きください。こちらは用度管財課の会計管理費で、9,367万4千

円は収入証紙の取扱いに要する経費等の用度事業費や知事部局公用車の任意保険料、本庁集中管理車の更新・維持管理に要する経費などの管理車維持事業費です。

次に、6ページをお開きください。事業名欄の一番上、県庁舎管理費2億822万円については、県庁舎本館及び新館の清掃委託料や光熱水費などの管理経費です。

次の7ページの県庁舎別館管理費3,133万8千円は県庁舎別館の管理経費です。

**高屋議会事務局長** 議会事務局関係について御説明します。

予算説明書の125ページをお開き願います。

第1款第1項議会費の当初予算額は、右肩にあるように11億7,921万7千円です。

表の一番左の目欄を御覧ください。第1目の議会費は8億8,003万8千円です。その内訳は、表の中ほどの事業名欄にあるように、議員43名分の報酬手当等が6億3,310万5千円、議員の調査活動や議会広報等に要する議会運営費が8,992万3千円、各会派に交付する政務活動費交付金が1億5,480万円、政策立案や提言等を行う県議会政策機能強化事業費が221万円です。

前年度予算と比較して405万7千円の減となっています。主な要因は、令和元年度は改選年であり、開会日数も多く、それに伴う登庁旅費等の経費を計上しており、その分が減となったものです。

続いて、第2目の事務局費は2億9,917万9千円です。その内訳は、事務局職員30名分の給与費が2億5,176万7千円、会計年度任用職員8名分の人件費や会議録の作成経費等の事務局運営費が4,741万2千円です。

前年度予算と比較して270万2千円の増となっています。主な要因は、議会史作成や改修後の会議開催表示システム運用経費の増などによるものです。

**藤原人事委員会事務局長** 人事委員会関係について御説明します。

令和2年度予算に関する説明書の160ページを御覧ください。

第2款第8項人事委員会費の予算額は、欄外の右上に記載しているとおり、総額で1億4,936万7千円です。このうち、第1目の委員会費は756万4千円です。その内訳は、中ほどの事業名欄にあります。委員報酬678万円は人事委員3名分の報酬です。

その下の委員会運営費78万4千円は、人事委員会の開催、各種会議等への出席等、委員会の運営に要する経費です。

次に、第2目の事務局費は1億4,180万3千円です。その内訳は、中ほどの事業名欄にあります。給与費1億1,707万9千円は事務局職員15人分の給与です。

その下の事務局運営費401万2千円は、会計年度任用職員1名分の報酬、手当や各種会議等への出席など、事務局の運営・管理に要する経費です。

その下の任用関係事業費1,908万円は、職員募集、採用試験の実施等に要する経費です。人口減少による学生数の減少や民間企業の採用活動の活発化及び早期化などにより、公務員試験の受験者数が年々減少していることから、令和2年度は大学訪問等による広報を強化するとともに、特別枠試験の実施や一部試験の前倒しを行うのに要する経費を新規に盛り込んでいます。

その下の給与関係事業費132万8千円は、県職員の給与等に関する報告及び勧告等に要する経費です。

最後の審査関係事業費30万4千円は、各種会議等への出席、審査に係る書面の送付など、公平審査事務等に要する経費です。

**小野監査事務局長** 監査事務局関係について御説明します。

令和2年度予算に関する説明書の161ページをお開きください。

第9項監査委員費については、右肩にあるように2億598万2千円となっています。

まず第1目委員費ですが、1,959万4千円です。その内訳ですが、中ほどの事業名欄の給与費1,261万円は常勤監査委員1名分の給料等、その下の委員報酬564万円は非常勤監査委員3名分の報酬、さらにその下の監査経費134万4千円は監査委員の旅費等です。

次に、その下の第2目事務局費ですが、1億8,638万8千円です。その内訳ですが、中ほどの事業名欄の給与費1億7,518万7千円は併任職員を除く事務局職員20名分の給料等です。

その下の事務局運営費1,120万1千円は、会計年度任用職員1名の報酬と監査の実施に伴う旅費、需用費などの経費です。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第12号議案令和2年度大分県用品調達特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**山本会計管理局长** 令和2年度大分県用品調達特別会計予算について御説明します。

さきほどの会計管理局令和2年度予算概要により説明します。

8ページをお開きください。これは用品調達特別会計総括表ですが、この特別会計は県の機関で使用する消耗品や備品の調達事務を一元的に行うために設けているものです。

総括表の一番下、予算額は17億8,153万5千円となっています。一番右の比較欄ですが、前年度と比較して5億1,457万円の減額となっています。

これは、昨年度は武道スポーツセンター建設に伴い移動観覧席やトレーニング機器等の備品購入がありましたが、今年度はそうした施設の

新設がないため、減額となったものです。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第27号議案大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止について、執行部の説明を求めます。

**中村用度管財課長** 第27号議案大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例の廃止について御説明します。

議案書では222ページですが、お手元の会計管理局総務企画委員会説明資料により説明します。

1ページをお開きください。1の条例廃止の趣旨ですが、大手町駐車場は県庁周辺の駐車場需要に応えるため、平成元年に旧道路公社が設置し、平成22年から大分県が公の施設として運営している駐車場です。

南海トラフ巨大地震発生時に想定される津波等により、県庁周辺に平置き駐車されている公用車が、被害を受けるおそれがあるため、災害時において必要な業務継続が図れるよう、大手町駐車場を公用車専用駐車場に変更したいので、大分県大手町駐車場の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

2の公用車の再配置計画については、大手町駐車場廃止後、施設の改修工事を行い、公用車229台の再配置を8月上旬までに行います。

3の代替駐車場については、大手町駐車場廃止後、来庁者の駐車場を確保するため、県庁の東側敷地を民間事業者に貸し付け、整備の上、11月から民間駐車場として運営す

る予定です。その間、来庁者の皆さまには御迷惑をおかけしますが、何とぞ御理解のほどよろしくお願ひします。

4の施行期日は、大手町駐車場を令和2年4月30日で廃止するため、令和2年5月1日としています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案大分県監査委員条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**小野監査事務局長** 第28号議案大分県監査委員条例の一部改正について御説明します。

議案書では223ページですが、お手元の監査委員条例の一部改正についての資料で説明します。

まず、根拠を御覧ください。地方自治法の一部改正により、①のとおり、今年4月から知事部局において内部統制制度が導入されるとともに、②のとおり、内部統制制度に依拠した監査の実施や評価報告書の審査等が規定されました。

このため、改正点のとおり、監査委員の職務を規定している監査委員条例に、内部統制評価報告書の審査や意見を付して知事に回付する期限を新たに規定するものです。あわせて、条見出しなどの整理も行っています。

内部統制制度における監査委員と知事のそれぞれの役割については、中段の表のとおりです。

一番下のスケジュールを御覧ください。実際に知事から評価報告書が提出され、審査を行い意見を付して回付するのは、令和3年度からとなります。

行政内部のリスクを一定水準以下に抑えることを確保する内部統制制度が適切に機能するよう、今後とも監査機能の充実強化に努めていきます。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情10請願権条例の制定についてです。後ほど、総務部の審査の際に執行部から意見を伺いますが、議会に対する請願の件が関係していますので、ここで議会事務局の説明を求めます。

**岡崎議事課長** お手元の陳情文書表の5ページをお開きください。陳情10請願権条例の制定について、まず本陳情の概要を御説明します。

本陳情については、日本国憲法や政府の立法解釈では、請願に関する権利規定はあるが、義務規定がないことから、請願に関する権利義務関係を明らかにするため、請願権条例を制定すべきではないかという趣旨として受け止めています。

本陳情についての議会側の現状を御説明します。本陳情では、議会に対しては、主に二つの問題提起がなされているものと考えています。

一つ目は、政府の解釈では、請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の経過や結果を告知する義務までを負わせるものではないということだが、それは問題ではないのかということ。

二つ目は、請願については、地方自治法第1

24条により議員の紹介が必要との規定があるが、議員側には紹介することが義務であるという規定はないこと。

以上の2点を是正するため、会議規則の改正等が必要ではないかという陳情趣旨と考えています。

これらについて、本県議会の現状ですが、一つ目の請願者への処理結果の告知については、陳情者が述べるとおり、法的には請願者に対して告知する義務はありませんが、本県議会では、請願の議決結果を請願者に対して議会事務局長名で文書にてお知らせしています。

また、二つ目の議員の紹介については、地方自治法第124条において、普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならないと規定されているので、請願については、請願内容に賛同する議員の紹介が必要としています。

なお、本県議会では、議員の紹介がないものについては陳情として取り扱い、関係する常任委員会へ回付しています。紹介の有無にかかわらず、より広く県民等の皆さまの御要望を議会へ届けるようにしています。

**木付委員長** この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

**堤委員外議員** この陳情書の本文を見ると、日本国憲法と大韓民国の憲法のことを書いているよね。これは、大韓民国の憲法の方が優れているという趣旨で書いているだけなの。

**岡崎議事課長** そうだと思います。ただ、日本国憲法等ではこのような形になっていますので、それに沿って本県議会では処理をしていきたいと考えています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

この際、ほかに何かありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、最後に私

から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔代表して小野監査事務局長 挨拶〕

**木付委員長** 退職されるほかの方々からも一言お願いします。

〔退職予定者 挨拶〕

**木付委員長** 以上をもちまして各局関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

〔各局退室、総務部入室〕

**木付委員長** これより、総務部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として守永議員、堤議員が出席しています。

それでは、まず第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**和田総務部長** 初めに私から一言挨拶と、本日審査をお願いしている案件等の概要について御説明します。

先週の19日ですけれども、県内2例目、3例目となる新型コロナウイルスの感染者が確認され、本日までに21人の感染者が確認されています。特に、関連する患者が20人も発生した国立病院機構大分医療センターについては、残念ながら院内でクラスター感染が発生したものと云わざるを得ません。既に国のクラスター対策班が21日に大分医療センターに入り、県内の専門家と感染経路や今後のPCR検査の優先順位、感染拡大防止対策を検討しているところです。

この新たな局面に対して、感染拡大防止に向けた対策を全力で講じるとともに、今後のさらなる患者の増大に対応できるよう、医療検査体制を強化していきます。

それでは、本日の委員会ですけれども、付託案件11件及び付託外案件1件について審査をお願いしています。

このうち、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算については、地方創生の加速前進や先

端技術への挑戦、大規模災害に備えた強靱な県土づくりを基本方針に掲げ、安心・活力・発展の各分野における意欲的な施策を実施するための経費について計上しています。

次に、第18号議案大分県行財政改革推進計画の策定については、令和元年度第4回定例会で説明した後、総務企画委員会やパブリックコメント等で県民の皆さまからいただいた御意見や行財政改革推進委員会での議論を踏まえ、最終的な計画案を策定したものです。

また、第24号議案大分県税条例の一部改正については、地方税法に基づく自動車税種別割に係る督促期間の特例規定を整備したものです。

その後、諸般の報告について説明しますが、そのうち大分県税条例等の一部を改正する条例案については、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合、本年4月1日に施行される規定があるため、大分県税条例を専決処分により改正するものです。

その他の各事項については、それぞれ担当する所属長等から詳細を説明しますので、どうぞよろしくお願いします。

**中村行政企画課長** 第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、総務部関係部分について御説明します。

なお、歳入全般については、3月12日の予算特別委員会において説明したので、本日は省略します。

総務部関係の歳出予算について説明します。お手元の令和2年度総務部予算概要の2ページをお開きください。

一般会計予算案の総額は、上の表の左から2列目の予算額(A)欄、上から3行目の総務部の計にあるように1,623億5,469万1千円です。これを令和元年度7月補正後予算額と比較すると、右端の前年度対比欄にあるとおり73億4,578万8千円、率にして4.7%の増となります。これは、消費税率引上げに伴う地方消費税清算金・市町村交付金の増などによるものです。

次に、予算特別委員会で説明を省略した事業のうち、主な事業について説明します。

14ページをお開きください。県有建築物保全事業費30億円は、県有建築物を長期にわたり安全・安心な状態で活用するとともに、老朽化に伴う財政負担を縮減・平準化するため、施設改修を一元的に管理し、計画的な保全工事を行うものです。

次に、43ページをお開きください。事業名欄の上から4行目、県税システム改修事業費5,024万2千円は、所得税確定申告書及び法人二税課税標準額通知書を国等から取得する情報連携を電子化するため、県税総合情報管理システムを改修するものです。

次に、61ページをお開きください。地方自治振興事業費5億2,242万7千円は、地域振興事業や災害関連事業を対象とする市町村の貸付事業等の原資とするため、市町村振興宝くじの収益金を財源とし、公益財団法人大分県市町村振興協会に対し交付するものです。

以上で総務部関係の一般会計予算の説明を終わります。

なお、令和元年度一般会計予算について、歳入では地方交付税や地方譲与税、歳出では退職手当の確定などを踏まえ、必要に応じて3月末に補正の専決処分をすることとなりますので、この点もあわせてよろしくお願ひします。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

**堤委員外議員** 一つだけいいですか。

来年度予算になると思うんだけど、最近のコロナの関係で、国が税金の猶予とか還付とか、いろんな手立てを出してきているよね。県としてそういう特別なものは何かあるのか聞かせてください。

**吉富税務課長** 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県税の取扱いについて、本日、ホームページに載せています。

自動車税種別割と個人事業税の取扱い、それと納税の猶予の関係を本日載せました。これは国税と同じ取扱いなんですけれども、新型コロナ

ウイルス感染症の影響で県税を一時納付することができない場合には、県税事務所に申請することで換価の猶予や納税の猶予を認めることにしています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

なお、採決は本日最後の部局審査の際に、一括して行います。

次に、第2号議案令和2年度大分県公債管理特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** 第2号議案令和2年度大分県公債管理特別会計予算について御説明します。

お手元の令和2年度予算に関する説明書の385ページをお開き願ひします。

この特別会計は、公債費の経理の明確化と予算規模の正確化を図る観点から、平成17年度に設置したもので、その財源は一般会計及び減債基金からの繰入金と借換債です。

予算額は、総括表の左から2列目にあるように1,210億2,878万6千円で、前年度と比較すると100億5,121万9千円の減となっています。

内容について説明します。386ページをお開きください。

歳入ですが、上から二つ目の第1項第1目一般会計繰入金は687億5,778万6千円で、前年度より20億9,621万9千円の減となっています。これは元金が約6億円の減、利子が約15億円の減となったことによるものです。

中ほどの第2目基金繰入金99億円については前年度と同額となっています。これは満期一括償還に備え、その一部を減債基金に毎年積み立ててきたものを、償還に合わせて繰り入れるものです。

その下の第2項第1目県債は、借換えのタイミングの関係で、借換債が前年度より79億5,500万円の減となっています。

次に、387ページを御覧ください。

歳出ですが、上から二つ目の第1目元金につ

いては1, 139億2, 048万2千円で、前年度より85億4, 870万1千円の減となっています。

この主な要因ですが、歳入で説明したとおり、中ほどの事業名欄の二つ目の借換債の元金の減などによるものです。

その下の第2目利子については、借入金利の低減などにより14億8, 557万1千円の減となっています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第20号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について及び第16号議案大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定については、関連があるのであわせて執行部の説明を求めます。

**後藤人事課長** 第20号議案知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明します。

議案書は199ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の1ページをお開き願います。

まず、今回の条例の制定の背景である地方自治法の改正概要について、二重枠囲みを御覧ください。

一つ目として、都道府県等の内部統制体制の制度化や監査委員監査の強化など、全体のガバナンスを見直すことにより不適正な事務処理の抑止効果を高めるものです。

二つ目として、公金支出を巡る住民訴訟で、

長や職員個人に重大な過失がなくても高額な損害賠償請求を命じる判決を言い渡される事例があり、長や職員への萎縮効果を低減させるため、軽過失の場合における損害賠償責任の長や職員個人への追及のあり方を見直すものです。

次に、1の制定理由ですが、地方自治法の改正により、地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の職員の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から政令で定める基準を参酌した額を免責する旨を定めることができることとされたため、知事や行政委員、職員等の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定める条例を制定するものです。

次に、2の制定内容についてです。知事等の損害賠償責任の額から、賠償の限度額を控除した額について免除することを定めるものです。具体的には、基準給与年額に表に示している職に応じた係数を乗じた金額を賠償の限度額とする旨を規定します。

なお、条例案では賠償の限度額について、政令で定める基準どおりとしています。

最後に、3の施行期日については、地方自治法の一部改正法が施行される令和2年4月1日としています。

**中村行政企画課長** 第16号議案大分県が設立した地方独立行政法人の役員等が損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定について御説明します。

議案書は193ページですが、総務企画委員会資料の2ページで説明します。

1 地方独立行政法人法の改正に伴い、地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任に係る規定が新設され、あわせて限度額を条例で定めている場合には、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、知事の承認を得て当該限度額を超える額を免除できる旨を業務方法書で定めることができることとされました。

2 損害賠償責任を負う限度額を定める条例の制定は、法改正に伴い、地方独立行政法人の役

員等が損害賠償責任を負う限度額を、政令で定める参酌基準と同じ水準で規定するものです。

なお、条例の施行期日は、法改正の施行日である令和2年4月1日としています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**平岩委員** 善意でかつ重大な過失がないときはとありますが、これは誰が判断するんですか。

**中村行政企画課長** 一義的には、裁判所で事実認定がされるものと承知しています。

**木付委員長** 裁判所に行かなかった場合は。

**後藤人事課長** これは損害賠償の裁判が行われる場合になるので、裁判所で一義的には判断されることとなります。

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

まず、第20号議案について採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案について、本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会に合議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**中村行政企画課長** 第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について御説明します。

議案書は194ページですが、総務企画委員会資料の3ページで説明します。

本条例は、地方自治法の規定に基づき、知事

の権限に属する事務のうち、市町村に権限移譲する事務の範囲等を定めるもので、今回の改正はいずれも関係法令の改正に伴うものです。

1点目、浄化槽法に基づく事務については、

(1) 浄化槽法の改正により、表の2行目の左側に記載のとおり、使用休止を届け出た浄化槽の保守点検等の義務が免除されること等に伴い、休止届の受理等①から④の事務が新たに県の事務となります。

(2) 条例改正において、これらの事務①から④を、既に浄化槽法に基づく設置届の受理等の事務を移譲している9市村への移譲事務に追加するほか、条項ずれに伴う規定の整備を行います。

2点目、覚せい剤取締法に基づく事務については、(1) 覚せい剤取締法の改正により、表の2行目の左側に記載のとおり、本人の死亡や服用が不要になった場合などに、医薬品である覚せい剤原料を薬局、病院等に譲渡することが可能となることに伴い、譲り受けた薬局、病院等からの届出の受理が新たに県の事務となります。

(2) 条例改正において、この事務を保健所を設置している大分市への移譲事務に追加するほか、引用する法律の題名を改めます。

3点目、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく事務については、(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、表の2行目に記載のとおり、動物の管理方法等に係る勧告に従わない第一種動物取扱業者の公表等⑥から⑧の事務が新たに県の事務となります。

(2) 条例改正において、これら⑥から⑧の事務を大分市への移譲事務に追加するほか、条項ずれに伴う規定の整備を行います。

施行期日については、それぞれ法改正の施行日としています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、質疑はこれで終わりますが、合議結果が届いていませんので、本案の採決を保留し、後ほど行います。

次に、第18号議案大分県行財政改革推進計画の策定について、執行部の説明を求めます。

**中村行政企画課長** 第18号議案大分県行財政改革推進計画の策定について御説明します。

議案書は197ページですが、別冊の大分県行財政改革推進計画～次世代型「スマート県庁」を目指して～（案）で説明します。

1ページを御覧ください。1今後見込まれる社会の変化として、人口減少・少子高齢化に伴う構造的な課題が見込まれています。具体的には、2040年にかけて急速な人口減少・少子高齢化が進むと推計され、官民双方の担い手不足、医療・介護需要の増加、税・社会保険料の増加といった課題が生じるおそれがあります。また、社会資本・公共施設も2040年にかけて老朽化が進み、更新費用の増加、料金収入の減少等の課題が生じるおそれがあります。

一方、第4次産業革命がもたらす社会の変化として、社会のあらゆる場面で第4次産業革命と呼ばれるデジタル革命が進展し、国も成長戦略として、労働生産性や付加価値の向上を通じて潜在成長率を引き上げるため、Society 5.0の実現や全世代型社会保障の改革などを推進しようとしているところです。

こうした社会の変化を見据えて、2先端技術を活用した新たな行財政改革の推進においては、安心・活力・発展やおおいた創生の県政運営を支える基盤を構築するため、第4次産業革命がもたらす革命的な先端技術も積極的に活用し、次世代の社会の姿を見据えた新たな行政運営の仕組みづくりを進めていきます。

内容については、行政運営、社会保障、社会資本・公共施設、市町村間の連携・多様な主体による協働と支え合いの各分野の取組に加えて、財政運営、職員の人材育成と意識改革、働き方改革についても必要な施策を実施していきます。

3計画期間は、長期総合計画に合わせて令和6年度までの5年間とします。

2ページに、4具体的な取組を分野ごとに記載していますが、そのうち主な取組について、3ページ以降で説明します。

本計画に基づく行財政改革の取組を通じて、先端技術を活用して、県民の皆さまの便利で豊かな地域の暮らしを実現したいと考えています。

まず、行政運営の分野では、県庁や市役所に行かずに自宅のパソコンやスマホから申請ができるよう行政手続の電子化を進めます。また、高齢者の買物や子どもの放課後のお世話等、暮らしの困りごとを住民同士が協力し合って解決し、地域の暮らしを支える多世代交流・支え合い、地域包括福祉の仕組みを構築していきます。

4ページを御覧ください。社会保障の分野では、健診データや医療レセプト等を分析し、保健師が一人一人に合わせた適切な行動をアドバイスするデータヘルスによる疾病・重症化予防に取り組みます。また、スマホアプリを活用して、県民が楽しみながら進んで毎日の運動に取り組む環境づくりを進めます。

5ページを御覧ください。AIを活用したデマンドバス等、次世代モビリティによって、高齢者の移動手段を確保していきます。また、社会資本の分野では、建設現場におけるドローンやICT建機の導入を拡大し、生産性の向上を図っていきます。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第19号議案包括外部監査契約の締結について、執行部の説明を求めます。

**中村行政企画課長** 第19号議案包括外部監査

契約の締結について御説明します。

議案書は198ページですが、総務企画委員会資料の5ページで説明します。

1 議案の概要は、令和2年度の包括外部監査契約の締結にあたり、地方自治法の規定に基づき、議決をお願いするものです。

2 契約の概要は、契約始期を令和2年4月1日、契約額を1,389万800円を上限とする額、契約の相手方を公認会計士の川野嘉久氏にお願いしたいというものです。

3 監査委員の意見は、異存ない旨の回答をいただいています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第21号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正についてですが、本案は関係する文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**後藤人事課長** 第21号議案職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部改正について御説明します。

議案書は201ページからですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の6ページをお開き願います。

まず、1改正理由ですが、地方公務員法等の一部改正により、一般職の非常勤職員について、その任用方法や任期などを明確化した会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されることに伴い、関係条例の整備を行うものです。

次に、2職員のサービスの宣誓に関する条例及び

警察の職務を行う職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてです。

(1) 制度概要ですが、地方公務員法第31条において、職員はサービスの宣誓を行うこととされており、これらの条例が宣誓の様式や方法などを定めています。

(2) 改正内容ですが、会計年度任用職員についても、正規職員同様にサービスの宣誓を行う必要がありますが、先般発出された総務省通知において、会計年度任用職員は任用の形態や手続が様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができる旨が明示され、条例改正例が示されたことから、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、正規職員と異なる取扱いができる旨の規定を新たに追加するものです。

次に、3議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてです。

(1) 制度概要ですが、議会の議員など非常勤の特別職及び一般職の非常勤職員については、地方公務員災害補償法に基づき、条例で公務災害補償制度を設けることとされており、本県でも、この条例を定めているところです。

次のページを御覧ください。(2) 改正内容ですが、今回の制度改正により、フルタイムの会計年度任用職員が給料及び手当の支給対象とされたことに伴い、当該条例において定められている補償基礎額の規定に、給料を支給されるフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額の算定方法を新たに追加するものです。

具体的には、表の網かけしている箇所になりますが、本庁等で勤務する任用1年目のフルタイム会計年度任用職員の補償基礎額について、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が知事と協議して定める額とする旨を規定します。

なお、フルタイム2年目以降の会計年度任用職員については、常勤扱いとなるため、当該条例ではなく地方公務員災害補償法が適用されます。

最後に、4施行期日については、会計年度任

用職員制度が施行される令和2年4月1日として  
います。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありません  
か。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、  
これより採決します。

なお、本案について、文教警察委員会の回答  
は、原案のとおり可決すべきとのことでありま  
す。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する  
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決定しました。

次に、第22号議案職員の特殊勤務手当支給  
条例の一部改正について、執行部の説明を求め  
ます。

**後藤人事課長** 第22号議案職員の特殊勤務手  
当支給条例の一部改正について御説明します。

議案書は202ページからですが、総務企画  
委員会資料で説明します。資料の8ページをお  
開き願います。

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康  
又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、  
給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊  
性を給料で考慮することが適当でないと思われ  
るものに従事する職員に対し、本条例により  
支給しています。

今回の改正については、1の改正の理由にあ  
るとおり、国及び各県との均衡を図るため、家  
畜伝染病の防疫作業に係る手当の支給対象とな  
る業務を追加するもの及びその他規定の整備を  
行うものです。

2の改正の内容ですが、まず①の伝染病防疫  
作業に従事する職員の特殊勤務手当の対象業務  
の追加についてです。現在、手当の支給対象と  
なっている家畜伝染病の蔓延防止のために行う  
作業は、家畜に対する作業のみが支給対象とな

っていますが、昨年12月末に国が野生動物に  
係る作業、具体的には豚熱の蔓延防止のため  
に行う野生イノシシの死体の運搬や埋却、捕獲場  
所の消毒等の作業についても支給することとし  
たため、本県においても同様に支給対象に追加  
するものです。

次に、②の家畜伝染病予防法における病名の  
名称変更による規定の整備については、2月5  
日に施行された改正家畜伝染病予防法において  
豚コレラの名称が豚熱に変更されたことに合わ  
せて、条例上の家畜伝染病の名称を変更するも  
のです。

最後に、3施行期日については、公布日施行  
を予定しています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありません  
か。

**麻生委員** 今回のコロナウイルスについては対  
象となっているんですか。

**後藤人事課長** この手当ではありませんけれど  
も、違う部分で確か対象になっていたと思いま  
す。

**麻生委員** ぜひ、今回のコロナウイルスについ  
ても対象としていただくと同時に、今回、院内  
感染でクラスターが出ているわけですから、例  
えば医療機関の従事者に対して公的職員と同じ  
ようにちゃんと危険手当的なことも配慮してい  
く必要があろうかと思えます。多分それでも具  
体的な部分はまだ足りないと思えますので、国  
への要望も含めて、現状をよく把握して準備し  
ていただければと思います。

**平岩委員** 国や他県との均衡を図るために、こ  
れはこのままで通っていくんだろうと思うん  
ですけど、どうしてこんな大変な仕事の人が、た  
った1日380円とか290円と、こんなに安  
いんだろうとさっきから眺めていたんですけど、  
この金額についての何か定義付けがあったら教  
えてください。

**後藤人事課長** 定義付けと言いますか、基本的  
に国と考え方は同じで、国の手当に準じた形で  
各地方公共団体は規定しています。380円と  
いう部分ですが、牛といった大きいものについ

ては、その倍額の支給にしています。今回の290円については、と殺業務はこれに入っていない、死体の処分だとかその後の消毒といった業務になっているので、国も290円にしています。

**平岩委員** 安過ぎると思って、見ていました。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、さきほど保留していました第17号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、これより採決します。

なお、本案について、合い議をしていました福祉保健生活環境委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてですが、本案は関係する福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**佐藤財政課長** 第23号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてです。

議案書は203ページですが、総務企画委員会資料で説明します。資料の9ページをお開きください。

今回の改正は、1の改定の考え方のとおり、法令の改正等に伴う使用料及び手数料の改定を行うものが5件あります。

3の改定事務を御覧ください。

(1) 使用料についてです。大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、大分県立総合体育館のフェンシング場以外の体育館等を大分市へ移管するため、施設の名称を大分県立総合体育館から大分県立フェンシング場に改め、移管する部分の使用料を削除するものです。施行日は、大分市への移管を行う、令和2年4月1日としています。

10ページをお開きください。(2)は手数料です。

まず、①高圧ガス関係事務です。容器保安規則の改正に伴い、圧縮水素自動車燃料装置用容器に、新たに鋼製容器が認定されたため、容器検査手数料の区分を追加するものです。なお、区分の名称及び金額は国が示す標準令と同様の内容で設定しています。施行日は、標準令と同日の令和2年4月1日としています。

次に、②漁業関係事務です。漁業法の改正に伴い、沿岸漁場の保全活動を実施する団体を知事が指定する仕組みが設けられたため、管理団体の指定に係る申請手数料を新設するものです。管理団体の指定を受けた漁協等は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を実施し、受益者の協力が得られないときは知事にあつせんを求めることができるようになります。手数料の額は、漁業権免許申請と同程度の事務量であることから、同額の3,700円と設定しています。施行日は、漁業法の改正の法律の施行の日としており、公布の日である平成30年12月14日から2年を超えない日を予定しています。

続いて、③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務及び次の11ページの④都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務については、まとめて説明します。

10ページの③に改定の考え方を記載していますが、これらは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、申請者及び審査事務の負担軽減等を図るため、新たな評価方法等が認められたことによる改定が3点あります。

(i)は、共同住宅の省エネ性能認定申請を

行う場合は、現行の評価方法では全戸の仕様を入力していますが、新たに各フロアごとに1戸の仕様を入力すればよいフロア入力法が認められ、あわせて、戸建住宅においても、国が設定した住宅のモデルデータを活用するモデル住宅法が認められたことにより、審査手数料を追加するものです。手数料の額は、国が示す審査の短縮時間に応じて設定しています。

また、③の(ii)及び次のページの④については、共同住宅において、階段や廊下などの共用部分を含めない評価方法が認められたことに伴い、共用部分を除いた床面積で申請できる旨の改定を行うものです。

そして、③の(iii)については、複数建築物で省エネ性能向上計画認定を受けた場合、主たる建築物は適合性判定が不要とされていますが、主たる建築物以外の建築物についても、今回、適合性判定の審査の一部が省略されることとなったため判定手数料を追加するもので、手数料の額は国が示す審査の短縮時間に応じて設定しています。

施行日は、大分県使用料及び手数料条例の公布の日としています。また、その他に引用法令等の改正により、名称及び表記が変わったため、必要な改定を行うこととしています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会、土木建築委員会及び文教警察委員会の回答は、全て原案のとおり可決すべきとのこととあります。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第24号議案大分県税条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

**吉富税務課長** お手元の総務企画委員会説明資料の12ページをお開き願います。議案書は219ページですが、お手元の資料により説明します。

1の改正理由にあるとおり、自動車税の種別割に係る納付状況の確認等に一定の期間を要することに鑑み、督促状の発付期間の特例を定める必要があるため、大分県税条例の一部を改正するものです。

2の改正内容についてですが、県税の督促状については、事務の停滞を防ぐ目安とするための訓示規定として、地方税法上、納期限後20日以内に発付しなければならないとされています。

これに基づき、本県における自動車税種別割の督促状については、税負担の公平性の維持と県税収入の早期確保を目指す上で、納期内納付者への誤送付の防止や費用対効果等を考慮し、例年6月末に発付しているところです。

今般、当該発付日程について、クレジット納税やキャッシュレス決済導入等に伴い、納付手段が多様化されたことを踏まえ、再度検証を行った結果、今後も継続的に、納付確認や督促状作成に一定の期間を要し、20日以内の発付は困難な状況にあるため、現状の事務取扱いについての法的根拠を整備するものです。

具体的には、下表のとおり、自動車税種別割の督促状の発付期間について、納期限後40日以内とする規定を新設するものです。

3の施行期日については、公布の日としています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別に御質疑もないようですので、これより採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情10請願権条例の制定について、執行部の説明を求めます。

**廣末法務室長** お手元の陳情文書表の5ページをお開きください。

最初に、本陳情の概要についてです。本陳情は、憲法第16条は請願権の権利を保障しているものの、政府の解釈では、請願の処理の結果等を請願者に知らせる義務、告知義務を否定しており、これは憲法違反である。また、2点目として、議会に対する請願に関し議員の紹介が必要とされているが、仮に議員が紹介を拒否できるのであれば、明治憲法下の行政検閲と同様であるなどと主張して、請願権条例の制定を求めるものです。

県の機関に対して請願が提出された場合には、請願法等の法令の規定や国の行政実例などに基づいて対応することとなります。そのため、本陳情に関係する国の見解等について御説明します。

まず、処理の結果等を告知する義務についての政府の見解は、請願は国等の機関に対して希望を述べることを保障する制度であり、その内容が所管の官公署に伝わることにより、請願の目的は達成される、請願法は請願を受理した官公署に対して、請願者にその処理の結果等を告知する義務までを負わせるものではないとしています。

2点目の主張の議会に対する請願については、地方自治法上、議員の紹介が請願受理の要件とされており、また行政実例では、議員は請願の内容に賛同する場合でなければ紹介すべきではないとの考えが示されています。

**木付委員長** この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

①と②について、続けて説明をお願いします。

**吉富税務課長** 大分県税条例等の一部を改正する条例案について御報告します。総務企画委員会説明資料の13ページをお開き願います。

1の改正理由にあるとおり、現在国会で審議中の地方税法等の一部を改正する法律案が可決成立した場合には、その後、公布される政令及び省令を踏まえて条例を改正し、本年4月1日から施行される規定があることから、大分県税条例等の関係する部分について、専決処分により改正したいと考えています。

2の主な改正内容について説明します。

(1) 法人事業税ですが、電気事業については、平成25年4月に閣議決定された電力システムに関する改革方針により、発電・小売事業が全面自由化され、本年4月から電力会社において、送配電部門が法的に分離されることとなっています。この状況の下、新規参入の状況とその見通しや多大な行政サービスの受益に応じた負担の観点等を考慮の上、電気供給業に係る法人事業税について、発電・小売事業に係る課税方式を見直すものです。

具体的には、下の表にあるとおり、これまで収入割、すなわち収入金額により課税してきた電気供給業のうち、発電事業及び小売事業に対しては、今回新たに資本金1億円超の法人に付加価値割及び資本割を、資本金1億円以下の法人等に所得割を組み入れるものです。

(2) ゴルフ場利用税については、来る東京オリンピックをはじめとする国際競技大会に参加する選手が、当分の間、非課税の対象者とされたことに伴い、申請手続に係る規定を整備するものです。

3の施行期日については、令和2年4月1日としています。

なお、これ以外の改正事項については、改めて第2回定例会で審議をいただく予定としてい

ます。

**中村行政企画課長** 内部統制制度の導入について御報告します。総務企画委員会資料の14ページをお開き願います。

1 (1) 制度概要は、令和2年4月に改正地方自治法が施行され、知事が担任する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するため、事務上のリスクを識別・評価し、対応策を講じるとともに、その有効性について評価を行うものです。国ガイドライン等の留意事項として、業務の効率化や行政サービスの信頼性向上を図れること、現在ある内部統制を可視化しリスクを抑制するものであり、リスクの発現を完全になくすことを可能にするものではないこと、重要性の高いリスクに優先的に取り組み、効果に見合わない過度な統制を避けるべきであること、とされています。

(2) 制度の導入及び運用に係る事務は、今年度、導入段階は、リスクの識別・評価、重要性の高いリスクに係る対応策の整備、方針の策定公表を行っています。運用については、令和2年度以降、リスク対応策に基づく適正な業務執行をし、令和3年度以降、毎年度制度の運用状況の評価、評価報告書を監査委員の審査に付し、議会に提出することとなります。

2 本県における対応案の(1)対象事務及びリスク対応策は、法定の財務に関する事務について、過去10年間の定期監査の指摘事項等に基づき、影響度・発生可能性の面から、重要性の高いリスクに対する対応策として、13分類26項目の確認ポイントを整理し、会計管理局や集中化所属等での確認を徹底することとしています。そのほか、情報管理に関する事務、その他所属固有の事務について、対応策を取りまとめています。

(2) 体制の整備は、実務的責任者として総務部長が全庁の指導・監督を行い、評価部局として行政企画課が運用状況の評価等を行います。

15ページ及び16ページは、対象の事務ごとに主な対応策をあげているので、御覧いただければと思います。

17ページは、地方自治法の規定に基づき策

定・公表した大分県における内部統制に関する方針です。こちらも御覧いただければと思います。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**堤委員外議員** 税法の関係で、収入と所得に応じて今度計算するとなっていますよね。発電事業と小売事業が収入の1%から0.75%、所得の1.85%とかに変わるわね。全体的に見たときに、資本金1億円以下の事業者にとってみれば増えるのか。

**吉富税務課長** 細かな区分けはまだできていません。ただ全体としては、本県の税込額は300億円近くが個人事業者ですけれども、そのうちの約2.7億円が減収になるという形になっています。今回の改正により、大体0.8%減収になります。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**麻生委員** 新型コロナウイルス関係で、2点、二つの視点から尋ねます。

まず、九州知事会の事務局としての取組ですが、検査しなければならぬ対象者がクラスター感染で大変増えているという状況です。福岡県や隣県の応援などいただけると聞いているけれども、いずれにしても、対象となっている方の検査を早くしてあげることが大事だろうと思っています。検査の対象者が1日に何人とか限界もあるんでしょうけど、九州知事会で、例えば佐賀県とか余り出ていないところとか、近いところで宮崎県とかを含めて、どうなっているのか、もし何か新たな動きがあれば教えてください。

それから、はっきり言って、危機管理上、災害対策に準じた動きが必要じゃないかと思っています。特に大分市の東部地域でクラスター感染、

院内感染ということで、だいぶ落ち着いているとは言うものの、元入院患者や外来患者といった関係者が心配をして問合せの電話をしているんじゃないかと思います。そういった事務レベルでの分類と言うか、相談窓口が重要になってこようかと思います。県と市町村の災害時の応援協定というのがあったんですが、医療機関のものはないと思うんですね。熊本地震のときは、確か県から各市町村に連絡員という形で派遣したと思うんですが、そういった部分で医療現場を支援することができないのかなと。例えば、県庁の退職予定者を嘱託してでもしばらくそういったところを応援する。熊本地震のときは若手職員が出向いていったんだけど機能しなかったということもあったので、能力のある方々に行ってもらおうといった検討が始まっているのかどうか。特に東部地域の医療現場では、外来の受付中断をこの3日間で連絡しているようだけれども、病院によっていつまで中断かは違うんですね。これは病院経営の問題も出てきている可能性もあるので、そういうことを抑え込む、収束させることを最優先しながら、従来の患者の対応もしっかりできるような形で、相談窓口等々を開設してあげることが重要になってこようかと思います。

そういった意味で、医師会とか医療従事者向けの明確なメッセージ、しっかり県が対応するから安心してやってくれという明確なメッセージが必要だと思うんです。人的支援という部分と、財政的支援は国への要望にも出てくるんだろうと思います。あるいは大分のクラスター特有の具体的な要望の取りまとめといった部分など、医師会とも協議されるようにあるので、ぜひその辺を詰めてやっていただければと思います。

これは要望でも構いませんが、もし何か言える部分については答弁を求めます。

**和田総務部長** まず1点目のPCR検査の体制の構築ですけど、センターだけでも600件程度の検査が必要ですが、大分県内の検査能力は120件ということで、委員から御指摘があったとおり、福岡県に協力をお願いしてい

ます。今日も50件程度と聞いていますけれども、検体を持って行って検査をしている状況です。

委員がおっしゃるとおり、九州地方知事会全体として他の隣県の検査力を借りることも確かに重要な指摘だと思っています。その点についても引き続き検討していきたいと思っています。

それから、人的支援の関係ですが、既にセンター等に対しては、福祉保健部の職員等を中心に県の職員が支援に入っています。市との連携で言うと、大分市にもリエゾンの職員を送るようにしていて、保健師も送りますし、それを補助する事務職員も含めて支援をしているところです。いずれにしても、人とかで困ることがないように。なかなか福祉保健部だけでは人が回らないので、総務部は人事を所管していることから全庁あげて人的支援の体制については構築していきたいと考えています。困ったことについて、国にも必要に応じて要請をしていきたいと考えています。

**麻生委員** 電話相談窓口なんかは鍵を握ると思います。例えば、電話で1番を押したらどうかとか2番を押したらどうか、本当に必要な対象者を絞った窓口の受付、そういった工夫も必要じゃないかなと。

それと記者会見等々でも記者室は密室じゃない。あんな記者会見をやっちゃだめでしょう。別室でモニター記者会見をやるぐらいやらないと。大分県は危機管理がなっていないと、全国に発信しているようなものですから、その辺は記者クラブともよく相談を。定期的な時間を設定してやっているわけですから、できるだけ現場対応できるような形で、管理者ともよく連携を図る。皆さんに伝えていただくことも大事だし、安心感を持ってもらうことも大事ですから、検査の分母に対してどうだとか、一々細かい部分での不安をおおるような報道にならない工夫や、お互いにどうしたら事実を伝えていけるか、工夫してやっていただければと思います。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、最後に

私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔総務部長 挨拶〕

**木付委員長** 退職される方々からも一言お願いします。

〔退職予定者 挨拶〕

**木付委員長** 以上をもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

ここで、暫時休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時45分再開

**木付委員長** これより、企画振興部関係の審査に入ります。

本日は委員外議員として守永議員、堤議員が出席しています。

それでは、まず第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係部分について、執行部の説明を求めます。

**中島企画振興部長** それでは、第1号議案令和2年度大分県一般会計予算のうち、企画振興部関係について御説明します。

お手元の令和2年度企画振興部予算概要の3ページをお開きください。

(1) 一般会計の左側、企画振興部①の計の欄に記載しているように、当部の令和2年度当初予算額の総額は69億7,142万2千円です。その行の右端の前年度対比の欄ですが、令和元年度7月現計予算額と比べて12億8,865万円の減、率にして15.6%の減となっています。ラグビーワールドカップ開催事業費の減や国勢調査の実施に伴う委託統計費の増などが大きな変動要素です。

主な事業については、各担当課長から説明します。なお、先日の予算特別委員会で説明した事業については、本委員会での説明は省略します。

**磯田審議監兼政策企画課長** 政策企画課関係の主なものについて説明します。令和2年度企画振興部予算概要の11ページをお開きください。

事業名欄の一番上、安心・活力・発展プラン2015推進事業費920万2千円です。

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」については、今年度中間見直しを行い、本定例会に改訂案を上程したところです。この事業は、例年のプランの進行管理に加え、改訂したプランに係る冊子の作成及びその広報等を行うものです。

次に、17ページをお開きください。事業名欄の一番上、公立大学法人運営費交付金4億9,686万7千円です。

これは、大分県立芸術文化短期大学の運営に要する経費を交付するものです。来年度は例年交付している費用に加え、来年度から始まる高等教育修学支援制度に基づく授業料及び入学金の減免に係る費用も交付します。

**中山おおいた創生推進課長** 続いて、おおいた創生推進課関係の主なものについて説明します。

11ページをお開きください。事業名欄上から2番目のまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略推進事業費483万7千円です。

これは、本県の地方創生を推進するため、知事、市町村長及び関係部局長からなる大分県まち・ひと・しごと創生本部会議などの会議開催に要する経費のほか、今定例会に議案を上程しています第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略について、その概要を県民の皆さまへ広く周知するための広報経費や、地方創生に係る国との連絡調整に要する経費などです。

次に、13ページをお開きください。事業名欄一番上の移住者居住支援事業費1億2,238万9千円です。

これは、本県への移住促進のため、県外からの移住者に対し住宅の新築費用などを助成する市町村を支援するものです。

具体的には、県外からの移住に必要な住居の新築・購入や改修、引越、家賃等に係る費用に対し市町村と協調して助成を行います。

また、昨年度に引き続き、県内に移住して県内の中小企業に就業、もしくは地域課題の解決に向けた起業をした移住者に対して、既存事業の補助額に上乗せして移住支援金の支給を行うこととしています。

次に、事業名欄一番下の地域活力づくり総合

補助金 5 億円です。

これは、活力みなぎる地域づくりを推進するため、地域の活力維持・発展に向けた様々な主体の取組を支援するものです。

本格的な事業実施前の調査研究や試行等の挑戦を支援するチャレンジ枠、地域資源等の特色をいかした持続可能な取組の立ち上げや定着を支援する地域創生枠に加え、新たに廃校を活用した地域拠点の整備により地域活性化を推進する地域活力拠点創出枠を設定するなど、きめ細かく柔軟に地域活力の維持、発展を図る取組を支援していきます。

次に、14 ページをお開きください。事業名欄一番上のネットワーク・コミュニティ推進事業費 1 億 5 2 3 万 2 千円です。

これは、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の希望をかなえるため、複数集落で機能を補うネットワーク・コミュニティの構築を市町村と連携し推進するものです。地域コミュニティ組織が行う交流拠点の整備や高齢者の見守り、買物弱者対策等に要する経費に対し、市町村と連携して助成を行います。

令和 2 年度は、組織設立・運営を後押しするため、専門家の派遣やガイドブックの作成等を行います。

**藤井国際政策課長** 続いて、国際政策課関係の主なものについて説明します。

22 ページをお開きください。事業名欄上から 3 番目の海外戦略推進事業費 2, 3 6 2 万 4 千円です。

これは、海外の成長を取り込み、本県産業の活性化を図るため、海外戦略に基づき、海外でのプロモーションや海外の留学生 O B や県人会等とのネットワークづくりを行う事業です。

アジア諸国の成長を取り込み本県産業の活性化を図るため、タイ、上海、台湾等で県産品と観光が一体となった大分の P R 活動を行います。

また、県内企業の海外展開等につなげるため、A S E A N を中心に、帰国した留学生 O B のネットワークを強化します。

次に、24 ページをお開きください。事業名欄上から 2 番目の外国人受入環境整備事業費 2,

1 0 0 万円です。

新たな在留資格の創設に伴い、増加が見込まれる外国人労働者等を本県に誘導するため、外国人が日常生活や社会生活を円滑に営み、安全に安心して暮らすことのできる受入環境を整備します。

具体的には、昨年開設した外国人総合相談センターを継続して運営するとともに、新たな取組として、外国人のコミュニケーションの支援を行っている日本語教室のネットワーク会議の開催やボランティアのスキル向上研修の実施、災害時通訳ボランティア等に対する外国人支援セミナーを開催することとしています。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 続いて、芸術文化スポーツ振興課関係の主なものについて説明します。

30 ページをお開きください。事業名欄下から 2 番目の国際スポーツ大会誘致推進事業費 5, 8 3 3 万 8 千円です。

これは、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、地域資源を活用したスポーツツーリズムを推進するため、東京 2 0 2 0 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた事前キャンプ誘致や受入れを行うものです。

具体的には、事前キャンプ受入市町村、関係競技団体、県で構成する受入組織を設置し、宿泊料・移動費用等の一部負担などの支援を行います。

次に、31 ページを御覧ください。事業名欄上から 2 番目の県立美術館開館 5 周年記念事業費 9 0 5 万 1 千円です。

これは、県立美術館の開館 5 周年を広く県民に周知するとともに、これまでの歩みを振り返りさらなる発展を目指すため、記念式典やイベントを開催するものです。

具体的には、開館 5 周年にあたる 4 月 2 4 日に、県立美術館において、記念式典や坂茂展の開会式のほか、大分にゆかりのあるアーティスト等によるステージイベントや坂茂氏を交えたトークイベント等を開催します。

次に、32 ページをお開きください。事業名欄の一番上、芸術文化による地域おこし事業費

1億1,728万2千円です。

これは、芸術文化の創造性をいかした地域振興や観光誘客等による地方創生を実現するため、県内各地で取り組む特徴的な芸術文化活動に対する支援等を行うものです。

具体的には、市町村と連携し、国東半島エリアで地域住民と協働したアート作品の制作を行うほか、別府市では個展形式の展覧会や市民参加型の芸術祭を開催します。

また、国民文化祭等を通じて育んだものを将来につなげていくために、市町村等の取組に対する支援や、県内各地で芸術文化の取組を進める実践者の合同成果発表会等を行います。

**河野広報広聴課長** 続いて、広報広聴課関係の主なものについて説明します。

46ページをお開きください。おおいブランド戦略強化事業費1億371万7千円です。

この事業は、温泉に加え、食や自然、歴史・文化などの本県の魅力を戦略的に情報発信することにより、本県のブランド力向上を図るものです。テレビ等のメディアへの露出を増やすために、引き続きパブリシティ活動を積極的に行います。

また、大分の魅力を県民の皆さんが再認識し、広く伝えていただくため、例えば県内在住のフォトライターの方に、食や観光、自然、歴史文化などのテーマごとに毎月SNSなどで配信してもらったり、県民の皆さんに大分の自慢をインスタグラムなどで投稿してもらうなど、県民を巻き込んだ魅力情報の発信を展開していきます。

**神志那統計調査課長** 続いて、統計調査課関係の主なものについて説明します。

51ページをお開きください。委託統計費6億2,785万5千円です。

これは、総務省、厚生労働省など国の関係省から委託されて行う統計法に基づく基幹統計調査の実施等に要する経費で、財源は全額国庫支出金です。

令和2年度は、毎年実施する家計調査などの経常調査に加え、国勢調査を実施します。この調査は、我が国に居住する全ての人を対象に、

5年ごとに行われる最も基本的で重要な統計調査です。調査の結果は、法定人口として選挙区の区割りや地方交付税の算定基準に利用されるとともに、人口減少社会における少子・高齢対策等の各種施策はもとより、民間においても広く活用されています。

次に、52ページをお開きください。県単統計費184万円です。

これは、県経済の現状を把握するための景気動向指数や県民経済計算など、県独自で行う調査や分析などに要する経費です。

**遠藤交通政策課長** 続いて、交通政策課関係の主なものについて説明します。

58ページをお開きください。事業名欄一番上の九州の東の玄関口としての拠点化推進事業費3,299万4千円です。

これは、九州の東の玄関口としての拠点化戦略を着実に実行するため、フェリー航路や国内航空路線の利用促進など、県内外を結ぶ交通ネットワークの充実に向けた取組を実施するものです。

次に、事業名欄上から4番目の生活交通路線支援事業費1億869万1千円です。

これは、通院・通学等に必要生活交通を確保するため、市町村が支援する民間バス路線や自ら運行するコミュニティバス路線の運行費等に対し助成するものです。

次に、事業名欄一番下の地域公共交通活性化事業費2,962万2千円です。

これは、地域にとって望ましい持続可能な公共交通ネットワークを実現するため、市町村や交通事業者等と連携し、地域公共交通に係るマスタープランやその実施計画を策定するものです。

次に、59ページを御覧ください。事業名欄上から2番目の鉄道駅バリアフリー化推進事業費1億1,773万9千円です。

これは、公共交通を利用する高齢者や障がい者等の利便性の向上を図るため、駅のバリアフリー化を行うJR九州に対し助成を行うものです。今年度は、大在駅、高城駅、別府大学駅、佐伯駅で実施します。

次に、その下の東九州新幹線推進事業費180万円です。

これは、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを図るため、経済団体や市町村と一体となって、国への要望活動や県民の機運醸成のためのシンポジウムの開催などを行うものです。

以上が、企画振興部の令和2年度当初予算案に係る主な事業です。

**木村委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**衛藤副委員長** 5点あります。まず12ページなんですけれども、地方創生ふるさと納税活用人材育成事業費で、ふるさと納税の活用と奨学金返還支援の関係がよく分からないので教えていただければと思います。

2点目が、30ページの国際スポーツ大会誘致推進事業費で、事前キャンプ誘致活動とあるんですけれども、ラグビーワールドカップのとき他の市町村へ視察に行った際に、キャンプを誘致しているところの担当者が、なかなか事前キャンプだけだと経済活動という意味での費用対効果がカバーしにくい部分があり、この辺の議会説明とかで非常に困っていると言っていました。多分このスポーツ大会誘致だけだと、費用対効果でちょっと弱い部分があるんじゃないかという疑問があるので、もう少しリーズニングを強化しないといけないんじゃないかなと思うんですが、その辺は指標としてどのようにお考えでしょうか。

3点目が45ページの広報広聴課の事業です。ちょうど今コロナの関係で、例えば融資であったり、納税の猶予であったり、いろいろ制度は設けているんですけど、実際に事業者とか県民の皆さまがその制度を知らないというケースが結構あると思うんですね。やっぱりこの辺で広報広聴課の果たす役割は非常に大きいと思うんですけれども、その辺りの福祉保健部との協調がどうなっているのか教えてください。

4点目が52ページの統計調査課ですが、県単統計費が分からなくて。大分県は自治体バランスシートの作成は今行っているのでしょうか。

アセットマネジメントを考える上で、一番基本になるのが、自治体としてバランスシートをきちんとどのように把握しているかだと思うんですけれども、アセットマネジメントは行政企画課なのか財政課なのか、その辺の連携、やり取りはどうなっているのか。

最後が59ページの鉄道駅バリアフリー化推進事業です。これは確か事業者3分の1、県3分の1、市町村3分の1だったと思うんですけれども、この3分の1ずつという規定はどの程度の拘束力があるのか。例えばこの比率を変えて、県が2分の1で、残りの2分の1を事業者と市町村で分けるとか、そういったことは法的に可能なのかどうか教えてください。

**中山おおいた創生推進課長** まず1点目ですが、地方創生ふるさと納税活用人材育成事業費の事業概要の一番下、奨学金返還支援です。これはふるさと納税を財源に、それをどう活用していくかということで、29年度から「おおいターン応援プロジェクト」という趣旨で活用しています。去年からは、個人版のふるさと納税に関してはNPO支援も目的として追加しています。その財源をいかしてどういう支援を打っていくかということで、県内の芸術文化分野の中小企業に就職した若者の奨学金の返済に122万4千円の財源を来年度確保し支援していくものです。

もう少し詳細に説明しますと、30年度から実際支援が始まっていて、返済に関して6年間支援しています。ですので、過年度認定した方々が30年度、元年度と積み上がってくるので、令和2年度は一応5人を想定していますけれども、今の見立てでは合わせて10人、そういった方々への奨学金の返済の支援をする財源がこの122万4千円です。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 国際スポーツ誘致についてです。これまでオリパラに向けていろいろ誘致活動を進めてきました。ぜひ大分県にお迎えしたいということで、9件の協定を現在結んでいます。それをしっかり形にするように、今後も相手の競技団体や大使館との連携を密にして受入れをしたいと考えています。

さきほど委員がおっしゃったとおり、経済効果のこともあります。ただそれだけでなく、やはり地域の皆さんとの交流の中で、優れた技術を見ていただいたり、子どもたちとの交流だったり、なるべくそういった交流をぜひともやっていただきたいと、協定の中にも盛り込んでいます。そういったところをしっかりと進めていきたいと考えています。

**河野広報広聴課長** コロナウイルス関連の広報についてです。県庁のホームページのトップページの一番上にフラッシュバナーという一番目に付くところがあります。そちらでコロナについての総合ポータルサイトの御案内をしています。

あわせて、その一つ下のところに、重要なお知らせという目立つコーナーがあります。そちらで、例えば総合相談窓口の情報だとか事業支援情報、資金繰りの制度等についてもPRしています。

あわせて、新聞の自由広告枠やテレビの広報番組の最後のスポット等を活用しています。今まで感染防止対策について重点的にやってきた経緯はありますが、今後も引き続き福祉保健部と連携しながら、事業者支援等、様々な情報をいろんな機会を捉えて積極的に発信していきたいと考えています。

**神志那統計調査課長** 4点目の自治体バランスシートの作成についてです。今回は作成していませんが、統計データの収集や分析事務に関する相談には部局間で随時対応しています。行政企画課とは必要な連携を今後もしっかり取っていきたいと考えています。

**遠藤交通政策課長** 鉄道駅のバリアフリー化についてです。委員御指摘のように、JR九州が3分の1、国が3分の1、あと県が6分の1、市が6分の1という負担割合で現在やっていますけれども、手元に細かい要綱等がないので、その辺の変更が利くかどうかについては、しっかり調べさせていただければと思います。

**衛藤副委員長** さきほどバランスシートについて、統計調査課では作成していないという話だったんですけど、県庁のどこか別の部署では作

っているのでしょうか。

**神志那統計調査課長** 財政課の方で作成しています。

**尾島委員** さっき2020オリパラの話が出たんですけど、今日、どうやら安倍首相が延期という表明をして、IOCが最終判断するというのをテレビで言っていました。正に今予算審議の中でそういう話が出て、大変苦慮されていると思います。さっき説明があったオリンピックの関係で聖火リレーのことが33ページにあるんですが、ここの諸収入はJOCですかね。分かれば教えてください。それから、1億3千万円ほどもらっていますが、一体何に使う予定なのか、具体的な用途について説明いただければと思います。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 聖火リレーについては、さきほど委員がおっしゃったとおり、昨日の国際オリンピック委員会の理事会で感染拡大を受けて延期を含めた具体的な検討をして4週間以内に結論を出すという発表がされて、午前中の参議院予算委員会で安倍首相が延期を容認する考えを示したところで、そういった推移についてよく情報を取りながら、今後の事業をどういった形で進めていくのかを検討していきたいと思っています。

収入は宝くじの収入をいただくこととしています。用途については、大分県の組織委員会では、主に警備だとかセレブレーションのイベントなどを行うことになっています。リレーを行う沿道の様々な皆さんに周知をする看板の設置だとか警備員の配備だとかが主な経費です。

**今吉委員** さきほどふるさと納税の話がありましたけど、ふるさと納税は大分県に年間どのくらい来るんですか。

**中山おおいた創生推進課長** 直近の事例で申し上げます。個人版と企業版に分かれますが、平成30年度は個人版で614万5,500円、件数にして112件、企業版で70万円、件数にして3件です。今年度の見込みもほぼ同様の推移かなというところです。

**今吉委員** 大体700万円ぐらいですか。

**中山おおいた創生推進課長** 合わせて700万

円ほどです。

**今吉委員** ふるさと納税というのは、納税してもらった中から返礼をして、そして利益が出るというイメージがあるんですけど、この予算からいくと、もらったもの以上払うということになるんですかね。

**中山おおいた創生推進課長** 基金を設けているので、いただいたものはそちらの方に入れます。例えば、奨学金だと想定では6年間まで返済を支援し続けるので、その基金から取崩して返済原資を確保しています。そういった奨学金の返済だとかNPOの支援という目的を掲げているので、基本的には寄附者の意向をいかして使わせていただくということです。

**今吉委員** 年間の寄附の中から大体全部消化できることになるんですか。

**中山おおいた創生推進課長** 今申し上げたように、基金にたまっていくので、将来的な返済も見込みます。例えば奨学金だと6年ですので、今年から奨学金の返済が始まれば5年分財源が必要になるので、その辺りは基金に寄附を蓄えながら、その原資を確保しているという状態です。

**今吉委員** リーフレットなどを作成してPRするんでしょうけど、寄附が増えてきているんですか。

**中山おおいた創生推進課長** そこはやはりPR、啓発がポイントになるかと思います。特に、企業版ふるさと納税は今回改正される予定ですので、そのタイミングなどをいかしながら、いかに企業からの寄附なども確保していくか、知恵を出していきたいと思っています。

**今吉委員** ふるさと納税は全国的にPR合戦ですので、少しでもPRできないかなと思っています。

もう1点、24ページの外国人受入環境整備事業費ですが、外国人総合相談センターがありますよね。多言語相談対応業務とあるんですけど、これはどういう人をターゲットにして相談業務をするんですか。わざわざそこに大分県内の外国人がみんな行くのか、何かあれば行くという形になるんでしょうか。

**藤井国際政策課長** 受付については、対面の相談もありますし、電話、メール等でも相談に応じるようにしています。

職員は英語、中国語、韓国語ができる者が常駐しています。その他の言語については、多言語コールセンターと契約をされていて、電話3者間通話のような形で、18言語に対応しています。

**今吉委員** 海外から来た人たちへのPRは、どういう形でしているんでしょうか。

**藤井国際政策課長** 外国人との共生については、受入れ対策協議会を県の関係機関と市町村とで一緒に作っています。市町村窓口にも外国人の方がいらっしゃることもあるので、市町村と連携して広報しています。また、市町村に出かけていって相談に乗ったりという活動も行っています。

**今吉委員** 外国人がだんだん増える時代の中で、相談件数も増えていっているんでしょうか。

**藤井国際政策課長** 件数の方は、おおむね月に30件ぐらいで推移しています。もう少し増やしていく取組が必要だと思っています。県下で16ほど外国人支援の日本語教室などをやっているところがあるので、来年度、そういったところにも出かけていったり、連携したりして周知していくようにしたいと思っています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**守永委員外議員** 予算的には維持管理費が農林水産部に上がっていることなんですけれども、マリンカルチャーセンターについてです。もう閉鎖されてしばらくたつんですが、今後の活用については、何か企画振興部の方で議論していると伺ったんですけども、どのような取組が今なされているのか、状況が分かれば教えていただきたいと思っています。

**磯田審議監兼政策企画課長** マリンカルチャーセンターの所管は農林水産部で、管理の関係の経費も農林水産部が持っています。利活用を今後どうするのかについては、通常の管理ではないということで企画振興部で検討しています。

御存じのように、借りていただける方、買っていただける方はありませんかということで一度公募を出しました。しかしながら、札が入らなかったの、さらに条件等を緩和して、いろんな企業とか有志にこちらから営業をかけて、いかがですかということで、今、販促と言うか、話をしているところです。およそ20件を超える民間に交渉したり、話をしたりと持ちかけていまして、実際に現場を見たいというところも出てきている状況です。

**守永委員外議員** やはり地域振興という意味でも、あそこをどうしていくのかというのは地元でもかなり興味がある課題ですし、ぜひ積極的に活用できるよう、とにかくお願いしたいと思います。

**木付委員長** これで質疑を終わります。

それでは、本案のうち本委員会関係部分について、さきほど審査した会計管理局、議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び総務部関係も含めて採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第25号議案大分県長期総合計画の変更について及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定については、関連がありますので、あわせて審査を行います。

また、共に全ての常任委員会に関係がありますので、合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**中島企画振興部長** それでは第25号議案大分県長期総合計画の変更について及び第26号議案第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の策定についてのうち、当部関係について御説明します。

なお、長期総合計画及び総合戦略は、共に将来の大分県づくりに向けた長期的・総合的な指針を示す計画であり、本日は両議案を一括して

説明します。

議員の皆さまにおかれては、昨年の第3回及び第4回定例会において、内容等について御議論いただきました。さらに、長期総合計画については、1月下旬にも臨時常任委員会において御意見等をいただいたところです。

また、年末よりパブリックコメントを実施し、県民の皆さんから幅広く御意見をいただくとともに、外部有識者からなるプラン中間見直し委員会や市町村長と連携したまち・ひと・しごと創生本部会議でのこれまでの議論を踏まえ、最終的な計画案を作成しました。

本日は、議案としてお配りしている成案について、御審議いただければと存じます。

別冊の大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（改訂案）を御覧ください。

前回お示した素案からの主な変更点等について説明します。

3ページをお開きください。1時代の要請として、変化する社会情勢等を示していますが、そのうち、中ほどにSDGsについて記載しています。

SDGsの理念に基づく取組を求める御意見が多くあったことから、当該箇所においてその姿勢を具体的に記述するとともに、素案では参考資料として記載していたSDGsに関する取組について、151ページから始まる計画推進のための1県民の参画による計画の進行管理、2計画推進を支える行財政改革の実行と地方分権の推進に加え、153ページ以降に三つ目の項目として位置付けることにより、持続可能な社会の実現を図る姿勢を示しました。

次に、132ページをお開きください。臨時常任委員会で指摘をいただいた目標指標の県立美術館入場者数の30年度の実績値が目標値を大きく上回っていることについて、注釈として国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催により大幅に実績が増加と追記しています。

以上が、大分県長期総合計画の変更に係る説明となります。

続いて、別冊の第2期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（案）を御覧ください。

本戦略は、長期総合計画の中から、まち・ひと・しごと創生に関連する施策を、集中的・重点的に推進するための計画として策定するものです。

48ページをお開きください。これは、長期総合計画と総合戦略の関係を示したものです。

本戦略では、長期総合計画における取組を、総合戦略の基本目標であるⅠ人、Ⅱ仕事、Ⅲ地域に沿って整理しており、その具体的な取組内容は長期総合計画と同一のものとなっています。したがって、素案からの変更点についても、長期総合計画と同様の内容となっています。

大分県版地方創生は、地方に人をつくり人を育て、仕事をつくり仕事を呼び、人と仕事の好循環で地域を活性化しようとするものであり、本県がこれまで取り組んできた安心・活力・発展の大分県づくりと軌を一にするものです。

これまでの成果に新たな政策を積み上げながら、安心・活力・発展の大分県づくりを進めるとともに、大分県版地方創生を加速前進させていき、今世紀末で90万人から100万人程度の人口を維持しようと考えています。

計画の内容については以上ですが、しっかりとその実効性を図っていきたくと考えています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

**麻生委員** 1点だけ伺いたいんですが、今回、持続可能な開発目標、SDGsの項目を盛り込んでいただき、ありがとうございます。

合併した旧自治体の中に、全国的に今、出生数ゼロ自治体が出現し始めていると言われていきます。大分県も旧市町村で言うならば、出生数ゼロの自治体が発生しています。その自治体のトップ、市長をはじめ、議会も含めていろんな議論、議事録等々を見ても、認識されているのか、危機意識があるのか。市町村長からの意見も聴取したとあるけれども、そういった危機感について、自己認識しているのか、県も含めて危機認識の共有はなされているのか、その点だけ伺います。

**磯田審議監兼政策企画課長** SDGsの中の直

接人口とまたちょっと別な問題かもしれませんが、合併旧市町村の課題については、私どももちろん、現在の各首長が一番頭を悩ませている点だと思っています。市町村長が集まった会議で、全ての首長からお話を今回もお聞きしました。もう合併しているのに、市町村の中全体で考えるという考え方をしている方が多いなどは感じましたけれども、やはり中山間地域については本当に困っているんだという認識であったかと思います。私どもも当然集落対策だとかネットワークコミュニティ、そういった中山間地域をどうするのかというところに焦点を絞って施策をやっていくということで進めていきたいと考えています。

**麻生委員** 全国的に出生数ゼロ自治体というのが発生している県は相当な危機感を持って対策を練り始めているという状況なんですが、大分県はもう既に1発生して、昨年が出生数2人という自治体が、旧自治体で言うならば2あるわけです。5人以下が相当数あるわけですね。そういうことを考えると、これから6年後には小学校の入学数ゼロというように全ての計画について問題が発生するわけですから、そういった部分についてさらに進めていくようお願いいたします。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑もないようですので、これより採決します。

なお、本案について、合い議をしました各常任委員会の回答は、第25号議案、第26号議案ともに、全て原案のとおり可決すべきとのこととあります。

まず、第25号議案について採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第26号議案について、本案は原案の

とおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 御異議がないので、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されている陳情 11 についてですが、陳情内容に関連する商工観光労働部の安藤情報政策課長にも出席いただいていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

**中山おおいた創生推進課長** 陳情文書表の 7 ページをお開きください。陳情 11 について御説明します。

本陳情は、さきほど議案第 26 号で審議いただいた第 2 期まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の推進体制として、推進組織のクラウド化や、政策策定や情報の共有、事業推進のための ICT による一元化を求めるものです。

本県においては、総合戦略が長期総合計画の中からまち・ひと・しごと創生に関連する施策を、集中的・重点的に推進するための計画として策定したものであることから、効果検証を行う組織についても、長期総合計画の推進にあたる安心・活力・発展プラン 2015 推進委員会が兼ねています。

また、総合戦略の推進にあたっては、市町村長やプラン推進委員から会議を通じ直接御意見をいただいているほか、策定時にはパブリックコメントを実施し、広く県民の皆さまの御意見をいただいております。文書中のガイドラインに沿ったものと考えます。

**安藤情報政策課長** 5G+豊の国ハイパーネットワーク地域閉域網の整備拡張強化についてです。

豊の国ハイパーネットワークは、平成 16 年度に県の機関と県内全市町村を高速大容量の光ファイバで結ぶ公共の情報通信ネットワークとして構築しました。

同ネットワーク上では、地域の情報化推進を目的として、電気通信事業者等へ光ファイバ芯

線の貸付けも行っており、県内の携帯電話・ケーブルテレビ等のサービスエリア拡大に寄与しています。

今後も引き続き、次世代通信規格である 5G のサービスエリア拡大に伴い、民間事業者の自主サービスが見込めない地域においては、5G 基地局のアクセス回線として民間利用を推進していきます。

**木付委員長** この陳情について、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**堤委員外議員** この方は、前もこういった内容で陳情を出してきているんだけど、企画と商工でこの方と話をしたことはあるの。

**中山おおいた創生推進課長** 今回の提案内容に関して、商工観光労働部情報政策課と協議しました。

**堤委員外議員** この方が来てそういう話をしていますか。

**中山おおいた創生推進課長** 当課には御本人がお見えになって、考えの中身についてやり取りはしています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、以上で陳情について終わります。

次に、執行部から報告の申出がありますので、これを許します。

それでは、①の説明をお願いします。

**遠藤交通政策課長** 総務企画委員会資料の 1 ページを御覧ください。大分空港海上アクセス実現可能性調査の結果についてです。

大分空港については、平成 30 年度の利用者数が平成 14 年度以来、16 年ぶりに 200 万人を超えたところです。

将来的にも、我が国の航空需要はさらに増加することが見込まれる中、本県の地方創生を加速させていくためには、この高まる航空需要を確実に取り込み、重要な交通基盤である空港・航空路線の充実を積極的に図ることが必要です。

そのためには、まず、平成 21 年にホーバー

クラフトが運休して以降、空港バスで約60分かかるとい状況が続いている空港アクセスの改善は必要不可欠です。

このような状況を踏まえ、昨年度から海上アクセスの実現可能性について、高速船とホーバークラフトを対象に比較検討を行ってきましたが、この度、その結果がまとまり、今月4日に公表したので報告します。

まず、高速船については、空港側に船が発着できる港がないため、その整備に時間と経費がかかるとともに、運航スピードがホーバークラフトに劣るなど、利便性の面で課題があることが分かりました。

次に、ホーバークラフトについては、既存施設が利用できる分、インフラ整備の時間と費用は少なく、運航スピードの面も優位であり、利便性は非常に高いと考えています。

一方で、ホーバークラフトは、海外から輸入することになると想定されるため、メンテナンスコストなど経費を抑え、安定的な収支を確保することに課題がありました。そこで、船舶購入や発着地整備は県が行い、運航は民間事業者が行う、いわゆる上下分離方式であれば、民間の柔軟な発想や創意工夫をいかしながら、収支を確保できるとの結果が得られました。

このように、時間短縮効果、空港側のアクセスの良さ、整備の費用や期間のいずれにおいても、ホーバークラフトが最も有効であり、実現可能性もあるという結論に至りました。

今後は、この結果を踏まえ、来年度のなるべく早い時期に運航事業者の募集を行いたいと考えています。運航事業者が決まれば、ホーバークラフトの導入に向けた取組を進め、早ければ令和5年中の運航開始を目指していきたいと思っています。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

**堤委員外議員** ホーバークラフトは過去に一遍やめたわね。そのときは外国からの部品調達が

できなくて、経費がかかるということでやめた。今回もう一遍やりましょうと。将来的にそういう危惧はないのかどうか。確かに空港まで25分だから便利なので、なくしてほしいなど私は思っていたんだけど、そういう危惧に対する状況はどうなのかが一つ。

それと、バス会社について、今、大分から空港まで大分交通のエアライナーが行っているよね。それとの関わり合いね。結局、大分交通がホーバークラフトを運営するのであれば、プラス・マイナスになるのかもわからんけれども、バスそのものがかなり本数が減ったりとか乗客が減るといのは目に見えているわね。その辺の考え方について教えていただけますか。

**遠藤交通政策課長** 一つ目の過去に運休になってしまったことについては、大きく二つ理由があったと思っています。一つは、そもそも空港の利用者数が当時はだいぶ減っていた。昨年200万人を超えましたが、当時は160万人から170万人ぐらいで推移していたということで、そもそも空港の利用者が少なかった。加えて、委員御指摘のとおり、エンジンの生産が中止となり、それを納入することができなくなった。この二つが大きな理由だったと伺っています。

今回、ホーバークラフトを復活させる以上、同じ失敗は絶対してはいけないという強い思いはあります。まず1点目については、今後、海上アクセスをやるにあたり、同時並行的に空港の活性化策を順次しっかりと考えて、手を打っていきたいと思っています。

また、部品等の安定的な調達についても、今後、ホーバークラフトの導入にあたっては、造船会社も公募する手続になると思っています。そのような中、安定的な部品供給をできるかどうかもしっかりと抑えながら、継続性のある事業になるよう取り組んでいきたいと思っています。

二つ目のバス会社との関係です。今回、リダンダンシーの関係で陸路のほか、海路を設けることに大きな意味があるとは思っています。一方で、競合する面もあるという御指摘について

は、こちらにも空港アクセスを改善することによって、まず大分空港の利用者数そのものを増やしていくことが必要だと思っています。現在200万人ですけれども、それを250万人、300万人と増やし、そもそものパイを増やすことでアクセスバスの需要も確保できるのではないかと考えています。

ホーバークラフトについては、大分側で無料の駐車場500台を整備し、いわゆるパークアンドライドという形で自家用車からの転換に重きを置いているので、そこについては、バスではなく自家用車からの転換がなるべくなされるような施策も順次打っていきたいと思っています。

ただ、いずれにしても、バスとの関係は今後出てくると思っているので、大分交通とは今も情報共有はしっかりやらせていただいていますけれども、引き続き情報を共有して、連携をしながら、全体として大分空港の活性化、利便性向上を図っていきたいと思っています。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、次に②と③について、続けて説明をお願いします。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 新型コロナウイルス感染症に係る県立美術館及び県立総合文化センターのこれまでの状況について、御説明します。

県では、3月2日から県立美術館を臨時休館し、県立総合文化センターでの貸館行事の自粛要請を行ってきました。

これまでにiichikoグランシアタなどで3月に予定の大分県芸術文化スポーツ振興財団自主事業の中止、貸館行事41件のうち、中止が30件、延期が5件、実施が4件、実施予定が2件となっています。実施にあたっては、来場者へのアルコール消毒の徹底、咳エチケットの周知や、来場者へ確実に連絡が取れる体制を取っていただくことなどを改めて、実施予定者に依頼することとしています。

美術館については、先週19日以降、県内で新たな感染者が確認されたことを踏まえ、当面

の間、引き続き休館を行ってまいります。

続いて、東京2020オリンピック聖火リレーについて説明します。総務企画委員会資料の2ページをお開きください。

国際オリンピック委員会や安倍首相の考えについては、尾島委員からの質問の中で御紹介しましたが、さきほど東京2020組織委員会聖火リレー室に確認したところ、3月26日から福島県でスタートするオリンピック聖火リレーについては、現時点では予定どおりの日程で開催されると伺っています。

このような状況ですので、聖火リレーの実施についても変更となる可能性があります。現状の内容について説明します。

それでは、資料2ページを御覧ください。

資料の左上にあるように、大分県での聖火リレーは4月24日と4月25日の2日間、県内全18市町村で実施され、愛媛県から引き継ぎ、4月24日は別府市から日田市を走行し、4月25日は玖珠町から大分市まで走行し、宮崎県へ引き継ぎます。

資料の左下を御覧ください。聖火リレーで実施するセレモニーについてです。

大分県では聖火ランナー出発時に聖火ランナーのトーチに聖火を点火する出発式を別府市及び玖珠町で開催し、最終区間の聖火ランナー到着時に聖火の到着を祝うセレブレーションを日田市と大分市で実施します。

次に、大分県実行委員会が選出した聖火ランナーについて説明します。資料の右上を御覧ください。

大分県では全171区間あり、そのうち44区間のランナー候補者を大分県実行委員会が、残り127区間をスポンサーが選定し、東京2020組織委員会が決定しました。

聖火ランナーについては、スーパーボランティアの尾島春夫さんやタレントの指原莉乃さん、水泳選手の渡辺一平さんなど、地域で活動している人や大分県にゆかりのある著名人や地域貢献されている方など、幅広く選定しています。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について説明します。資料の右下を御覧ください。

現在、組織委員会から基本方針が、次のように示されています。聖火リレーは、聖火ランナーや観客、運営に関わるスタッフに新型コロナウイルス感染症が広がらないよう適切かつ必要な対応を行い、実施することとしています。

具体的には、聖火ランナーや観客に対して、体調の悪い場合は参加しないことや手洗い・咳エチケットの徹底を呼びかけます。加えて、セレモニー会場等にアルコール消毒液を配置します。また、聖火ランナーやスタッフ等の検温の実施、健康状態のチェック等により健康管理の徹底を図ります。

個別の実施形態については、聖火リレーを実施する当該都道府県の感染状況等を踏まえ、検討されることとなっており、具体的な実施方法は、当該都道府県における聖火リレー実施日の遅くとも1週間前に決定されます。

なお、組織委員会からは、3月26日から4月1日までの福島県、栃木県、群馬県における聖火リレー実施に関する新型コロナウイルス感染症対策が示されており、この中では、出発式やセレブレーションなどの聖火リレーに関するセレモニーのステージプログラムの中止、一般客の入場・観覧の禁止などの対策を取ることとされています。

今後、組織委員会と緊密に連携し、情報収集に努めます。

資料3ページを御覧ください。東京2020パラリンピック聖火フェスティバルについてです。

大分県における聖火フェスティバルは、まず8月15日から17日の間に全18市町村・17か所で、それぞれ独自の方法、特色のある場所等で採火式を行います。

加えて、12市町村でパラリンピックに親和性のある場所を採火した火が訪問するビジットを行なった後、8月17日に別府市の太陽の家で、県内で採火した火を集める集火式、集火した火を東京都に送る出立式を行います。

資料下の図は、パラリンピック聖火リレーの全体イメージになりますが、8月15日から17日にかけての大分県での聖火フェスティバル

の後、右側の点線囲みにあるように、8月21日に東京都内で各都道府県の聖火と一つになり、8月22日から25日の間に聖火リレーが実施されます。

**木付委員長** 以上で説明は終わりました。

ただいまの報告について、質疑などはありませんか。

**衛藤副委員長** さきほどグランシアタの話が出ていたんですが、アルゲリッチ音楽祭の今のところの見通しは。なかなか言いづらい部分もあるかと思うんですけども、現時点で結構です。

あと、芸術文化スポーツ振興課でイベント系も結構抱えていると思うんですけども、キャンセルになってもそれまでの準備経費というのが結構かかっているところが多いんですが、なかなか業者さんの方からはキャンセル料の請求はしづらいと思います。ですので、行政の方からかかっている経費に関しては、キャンセル料としてきちんと対応していく。こういう状況でかなり経済的な落ち込みも激しいし、先方の事業者の責任による部分も非常に少ない。向こうの方が立場が弱いので、その辺のキャンセル料の請求はきちんと見てあげるよというのを対応の方向として、その辺りはぜひ御検討いただければという要望です。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** アルゲリッチ音楽祭については、今のところ5月9日から別府市、大分市、東京都等を各会場にして実施することとなっています。アーティストの皆さんでヨーロッパからおいでになるという方も多いので、情報を収集しながら、今後の開催について相手方とよく相談をしていきたいと思っておりますけど、今の時点では開催するというところで進めているところです。

**中島企画振興部長** いずれにしても、よく検討して、こうなったらこうするという事はしっかりお伝えすることにしていきます。（「事業者さんに対する」と言う者あり）いやいや、アルゲリッチの方です。

**衛藤副委員長** キャンセル料の方はどうですか。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 文スポ財団については、例えば、グランシアタだとか美術館

のアトリウムなど御予約をいただいていた方が3月もいました。さきほど申し上げたとおりなんですけれども、こちらから自粛の要請などもしているので、お話をする中で、もう既に会場料をお支払いいただいているところには返金をしています。個別によく相談をしながら対応しているところです。

**衛藤副委員長** イベントを県が主催、若しくは県が実行委員会とかで入っているイベントをやるときに、例えば、イベントの設営業者とか出演者とかがいて、その人たちは立場が弱いのでイベントが中止になったときに、なかなかキャンセル料として経費の請求というのがしづらい部分があるので、そういうのがあったときはきちんと応じるという姿勢をぜひ県としても示していただければという要望です。その辺の状況とか検討は今どうなっていますでしょうか。

**秋月芸術文化スポーツ振興課長** 県が実施している事業や補助事業等もありますけれども、それまでにかかった経費等については、例えば補助事業の中で認めてあげるようなお話をきちんとしているところです。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 委員外議員の方はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかに御質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

**麻生委員** コロナウイルス対策に関して、広報が大変重要だと思っています。記者会見のときのライブ配信とか、それに対するツイッターとか、結構ばんばん上がってきているのを見ると、やっぱりデマとかデマに近い、あるいは風評被害になるようなこととか結構あるのかなと思っています。例えば、記者会見を検査結果が出るたびにやっていると、そのたびに医療センター以外の関係者にもどんどん広がって出ているような印象を受けるんですね。だから、広報広聴課にしっかりとチェックしていただくと同時に、マスコミの方ともよく連携を図って、不安が広がることのないような形、あるいは風

評被害にならないような伝え方について知恵を出して、協力しながらお互いに工夫する。公表すべきことを公表しないからそういうことになるかもしれないので、マスコミの方ともよく話をしていただいて、いい形でしっかり対応していただくことをお願いします。

そのときに、新型インフルエンザのときは発熱外来という呼び方をしていたと思うんですが、今回は帰国者・接触者外来という窓口になっているんです。はっきり言って帰国者というのが頭に来たら、一般の方々は、俺、海外渡航歴もないし、全然関係ないんだと。だから、国の規定とかいろいろあるんでしょうけど、発熱外来とか、あるいは発熱・接触者相談窓口とか、県民に分かりやすい言葉で、窓口とか、どこに電話すればいいのかとか、より具体的にいくつか分けてやる必要があるんじゃないかなと思います。記者会見のライブ配信のツイッターに出てきたときに、この人は絶対勘違いしているというのが山ほどあるわけですよ。それがデマになったり、風評被害になっているのは事実なんですよ。そこをもっと危機感を持って、バシッと正確な情報を伝えるように。これはマスコミの方にもお願いして、一緒にやらないと大変なことになりますよ。熊本地震のとき以上に、全国的に見たら、大分はとんでもないという状況になっています。その危機感をしっかり持って対処する必要があるかと思っています。医療現場の方々も大変だろうし、行政の担当者も大変だと思いますけど、広報もその辺、鍵を握っていると思うので、ぜひ頑張って踏ん張ってほしいと思います。

オリンピックとかいろんな話も出てくるんでしょうけど、もし中止になったらと、未来予測力を発揮して頑張ってほしいなと思います。また、感染症の専門家の方々から、もしかしたら感染しているかもしれない場合にどうしたらいいかという行動規範がまだ示されていないねという話が出ています。もしかしたら運動というのをこれから展開していく必要があるということで、関係者が今より分かりやすいパンフレットを作成中で、もうじき届くんじゃないかと思

います。届きましたら情報提供させてもらいますので、ぜひ広報として活用していただければと思います。

**木付委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** ほかにないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

〔企画振興部長 挨拶〕

**木付委員長** 退職されるほかの方々からも一言お願いします。

〔退職予定者 挨拶〕

**木付委員長** 以上をもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

委員の皆さまはそのままお待ちください。

〔委員外議員、企画振興部退室〕

**木付委員長** この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**木付委員長** 別にないようですので、最後に私から一言御挨拶を申し上げます。

〔委員長 挨拶〕

**木付委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。